

2020年2月6日

千葉市保健福祉局健康部生活衛生課御中

## 令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画案に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一  
住所 千葉市中央区中央4-13-10  
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、食の安全安心を守るため日々尽力されていることに対し心から敬意を表します。また、私共生活協同組合の事業や活動に対してもご指導ご協力をいただき、お礼申し上げます。

昨年より鳥インフルエンザやCSF(豚コレラ)、新型コロナウイルス等、食の安全や公衆衛生面では海外からの感染症等の問題が注目されています。また令和2(2020)年はオリンピック、パラリンピック開催の年でもあり、海外旅行者の来訪はもとより、日本国内を多くの人々が移動する年でもあります。グローバル化の中、ますます食の安全や人々の健康を守ることが重要な課題となっています。

このような状況の中、現在、国では令和2年6月の改正食品衛生法の施行に向けた準備が進んでいると承知しております。千葉市におかれましても、遅滞なく対応していただきますようお願いいたします。

早速ですが、令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- (1) 改正食品衛生法で定められる、すべての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)に対しHACCPに沿った衛生管理手法導入を進めていく上で、事業者が困惑せず実施できるよう丁寧な説明と支援をお願いいたします。

特に小規模事業者に対しては、改正食品衛生法の施行(本年6月1日)時に「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」導入について周知されていることが重要です。広報活動や講習会の開催等、スムーズに導入されるように十分な支援をお願いします。

また「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での食中毒予防にも役立つものと思います。ぜひ、消費者教育、学習の一環として、消費者へ紹介する機会を設けてください。本制度の浸透にもつながると思います。

- (2) 食中毒の発生件数が減らないカンピロバクターによる食中毒を防ぐために、食品事業者、消費者へ、生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続的に普及啓発を図るよう要望します。

鶏肉の取り扱い及び提供状況を監視の重点項目として掲げられたことは、食中毒防止対策への意義が大きいと賛同します。併せて、感染による広域での発生、重症化するO157、ノロウイルスについても、食品事業者や消費者に対する食中毒発生時の注意喚起、その対処方法等の広報・啓発の強化をお願いします。特に、広域連携協議会や食中毒調査支援システム(NEFSD)で得た発生情報については、市民に対し迅速な発信、注意喚起を求めます。

- (3) 引き続き消費者に対し、いわゆる「健康食品」の利用にあたっての正しい知識や利用上の注意点等について、啓発や情報提供の充実強化をお願いします。

消費者が、いわゆる「健康食品」やサプリメントをインターネット販売や通信販売で手軽に購入し利用できる状況の中で、健康被害に関する注意喚起は必至です。改正食品衛生法に基づく事業者からの健康被害情報の届出制度を十分に活用し、速やかに情報発信できる体制整備をお願いします。

- (4) 食品等試験検査計画として、県内産農水産物、乳児用食品、学校給食等に関する品目について放射性物質検査を継続されることは意味があることと評価します。子どもの食や健康を心配する消費者にとっては、安心感につながります。

今後も、食の安全を守る上で必要な検査の継続と結果の迅速な公表を要望すると共に、検体数や検査方法等が変更される場合には、消費者への報告と説明をお願いします。

- (5) 改正食品衛生法に新たに設けられた、食品用器具・容器包装の原材料に関するポジティブリスト制度が定着し適切に運用されるよう、事業者への周知、監視を行うことを要望します。また消費者にも、本制度を安全性の確保のための新たな制度として広報してください。

- (6) 令和2(2020)年に食品表示法が完全施行(原料原産地表示は2022年)するにあたり、特に小規模事業者に対し、新表示制度へ変更になる旨の注意喚起が必要だと考えます。事業者が新表示制度について確認する機会を再度設ける等、監視指導に合わせ事前の方策を検討しても良いのではないのでしょうか。

- (7) 食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、事業者はもとより市民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのために、日頃から監視指導計画の進捗状況や監視状況について情報提供いただきたいと考えます。また、消費者、消費者団体との双方向のリスクコミュニケーション、意見交換の機会を増やしていくことも重要と考えます。

最近では、鳥インフルエンザ、CSF(豚コレラ)といった食用動物の感染症等を心配する声も聴かれます。食の安全に関する新たな問題についても、速やかに消費者に情報提供いただけると、市民の安心感も高まると思います。

- (8) 食の安全は、消費者課題の一つです。消費者課題、消費者教育の側面からの取り組みもお願いします。例えば、消費者センターに寄せられる食品関係の被害情報の共有化など、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。

また、地域の中で食生活改善推進員が取り組む調理実習等の企画の中で、消費者が原料原産地表示、栄養表示をもとに食品を選択し健康増進等に活用することや、家庭でのHACCPの活用といった、今の制度の理解や周知を促進するための学習会をおこなうことも可能だと思います。

現在ある資源を活用し、幅広い取り組みを実施していただくよう、お願いいたします。

以上